

事業等名		中小企業振興資金		
▼こんなときに				
経営基盤の強化や事業の発展のために資金が必要なとき				
▼こんな支援が受けられます				
○ 一般的な事業資金が必要なとき				
資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
経営支援資金(一般枠)	汎用的な事業資金	2.20%	7年	設備3,000万円 運転2,000万円
経営支援資金 (経営者保証非提供促進枠)	保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望している法人向けの汎用的な事業資金	2.20%	10年	8,000万円 <small>(セーフティネット保証4号または5号の認定を受けた方は、1億8,000万円)</small>
経営支援資金 (小規模企業者枠)	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽業は20人)以下の小規模企業者向けの汎用的な事業資金	2.15%	7年	1,500万円
経営支援資金 (小規模企業者特別枠)		1.95%	7年	1,000万円
○ 1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形等を現金化したいとき				
短期事業資金(通常枠)	仕入れ、代金決済等に必要の運転資金	2.90%	1年	1,500万円
短期事業資金 (手形・電子記録債権割引枠)	製造委託等代金として受け取った手形等の割引資金(滋賀県産業支援プラザに受注企業として登録が必要)		割引期間 150日以内	
○ 物価高騰等の影響による売上の減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済負担を軽減したいとき				
セーフティネット資金 (新規枠)	セーフティネット保証が利用できる方 ・不況業種を営み売上等が減少している方 ・取引先企業が倒産等した方 等 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用できます(増額も可)	1.70%	設備10年 運転7年 (4号、5号認定は10年)	1億円
セーフティネット資金 (借換枠)		2.20%	7年 (4号、5号認定は10年)	2億2,000万円
セーフティネット資金 (経営力強化新規枠)	・金融機関や認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定等を行う方 ・セーフティネット保証5号が利用できる方 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用できます(増額も可)	1.70%	設備7年 運転5年	経営力強化新規枠・借換枠あわせて、 2億8,000万円
セーフティネット資金 (経営力強化借換枠)		2.20%以内 (固定)	10年	
緊急経済対策資金 (新規枠)	売上、利益等が減少している方 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用できます(増額も可)	1.95%	7年	5,000万円
緊急経済対策資金 (借換枠)		2.20%	10年	8,000万円
※県では、物価高騰等の影響を受けている中小企業者の方に利用いただける融資制度をご用意しています。詳細は、県ホームページ(「滋賀県 物価高騰 融資」で検索)をご覧ください。				
○ 新分野への進出や多角化、海外への事業展開、事業承継、GX・DX、女性活躍推進など特定の経営課題に取り組むとき				
政策推進資金 (事業継続・新事業促進枠)	経営革新計画等の実施や事業の多角化、海外展開等を行う方	1.95%	10年	1億円 <small>(県の認定を受けた計画を実施する場合は2億円)</small>
政策推進資金 (事業承継枠)	安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る方	1.70%	10年	1億円
政策推進資金 (再生支援枠)	中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づき事業を行う方	金融機関所定	10年 <small>(特に必要と認める場合は、15年)</small>	1億円
政策推進資金 (がんばる企業応援枠) ※プロパー協調融資	・保証協会付融資と保証のつかない金融機関直接融資(プロパー融資)を受ける方 ・金融機関の支援を受けつつ策定した経営行動計画を実行することで経営課題解決を図る方	2.20%以内 (固定)	10年 ※プロパー融資の期間は1年以上とする	2億8,000万円 ※同時にプロパー融資を受ける場合、プロパー融資は保証協会付融資の1割以上実行すること
政策推進資金 (GX・DX推進枠)	①脱炭素化等に向けたGXの取組や、②CO ₂ 排出量削減に係る設備の導入、③デジタル技術の活用等によるDXの取組を行う方	1.95%	10年	①1億円 ②1,000万円 ③3,000万円
政策推進資金 (女性活躍推進枠)	女性活躍推進に取り組み、「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」の認証を取得している方	1.95%	10年	5,000万円
○ 開業のための資金、開業後5年未満の方が事業資金を必要とするとき				
開業資金 (創業枠、創業サポート枠、女性創業枠、北部振興枠)	新たに事業を開始しようとする方 (開業後5年未満まで利用可能)	1.70%	7年	2,500万円 <small>(認定特定創業支援等事業の支援を受けた方は、3,000万円) (女性創業枠、北部振興枠の場合は1,000万円)</small>
<ul style="list-style-type: none"> ・融資利率の他に、別途信用保証料(年0~1.9%)が必要となります。 ・融資利率等の条件は、令和8年(2026年)4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。 ・融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。 ・法人の場合、一定の要件を満たし信用保証料を上乗せすることにより経営者保証が不要となる場合があります。 				
申請期間等	随時			
問い合わせ先	滋賀県 商工労働部 中小企業支援課 金融支援係 TEL:077-528-3732 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp ホームページ: https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyuu/300703.html			

